地域計画と農地の貸借・売買、転用の手続きについて

- ○神戸市では令和7年3月に「地域計画」を策定する予定です。
- ○地域計画の区域内の農地の貸借・売買の借受人・譲受人は、その農地の担い手として位置付けられていなければいけません。(地域計画の担い手と異なる場合は、地域計画の変更が必要)
- ○地域計画の区域内の農地を転用する場合は、事前に地域計画の変更が必要です。
- ○利用権設定事業は令和7年4月から農地中間管理事業に統合されます。

農地法の申請は事前相談後に受け付けます。必ず事前にご相談ください。



お問い合わせ先

【農地法】農業委員会事務局(中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館2階 tel(078)984-0387)

【地域計画】(西区)西農業振興センター(西区伊川谷町潤和1058 西神文化センター2階 tel(078)975-6860)

(北区) 北農業振興センター (北区藤原台中町1-2-1 北神中央ビル7階 tel(078)982-2810)

【農振法】農政計画課(中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階 tel(078)984-0371)

※農用地区域内外の判定は、西・北農業振興センター

【農地中間管理事業】ひょうご農林機構 神戸農地管理事務所(長田区浪松町3-2-5 tel(078)742-8325)